

別記様式第1号(第2条関係)

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用状況(平成19年度) (単位:人)

区 分	試 験	選 考	合 計
一般行政職	0	0	0
事務職	0	0	0
技術職	0	0	0
技能労務職	0	0	0

2 退職の状況(平成19年度) (単位:人)

区 分	定 年 退 職	勸 奨 退 職	そ の 他						合 計
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	
一般行政職	2	4	0	0	0	0	0	0	6
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法(昭和26年法律第261号)第28条の2第1項の規定による退職
- (2) 勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

3 職員数の状況 (各年4月1日現在 単位:人)

部	門	平成19年度	平成18年度	増減	主な増減理由
一般行政部門	議 会	3	3	0	
	総務企画	40	40	0	
	税 務	9	9	0	
	民 生	37	36	1	機構改革等による
	衛 生	17	15	2	同 上
	労 働	0	0	0	
	農林水産	12	14	2	機構改革等による
	商 工	8	7	1	同 上
	土 木	14	13	1	同 上
小 計	140	137	3	同 上	

特別行政部門	教 育	4 1	4 3	2	機構改革等による
	消 防	0	0	0	
	小 計	4 1	4 3	2	機構改革等による
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0	
	水 道	6	6	0	
	下 水 道	3	5	2	機構改革等による
	そ の 他	4	7	3	同 上
	小 計	1 3	1 8	5	同 上
合 計		1 9 4	1 9 8	4	同 上

備考 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 表中部門の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

職員の給与の状況報告書

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
19年度	10,671人	8,629,967千円	112,782千円	1,454,170千円	16.9%

備考 表中「住民基本台帳人口」は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳に登録された人口である。

2 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
19年度	179人	679,173千円	120,478千円	266,277千円	1,065,928千円	5,954千円

備考 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	洞爺湖町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	313,267円	41歳8月	325,724円	40歳8月
技能労務職	297,588円	45歳1月	287,094円	48歳9月

4 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分		洞爺湖町		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料月額	決定初任給	採用2年経過日の給料月額
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	148,000円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	大学卒	302,600円	341,600円	391,700円
	高校卒	266,400円	306,100円	336,100円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	係員	係員	主任	係長	課長補佐	部長及び課長	
職員数	2人	29人	58人	36人	20人	19人	164人
構成比	1.2%	17.7%	35.4%	21.9%	12.2%	11.6%	100%
参考	1年前の構成比	-%	-%	-%	-%	-%	-%
	5年前の構成比	-%	-%	-%	-%	-%	-%

備考 1 洞爺湖町職員の給与に関する条例(平成19年洞爺湖町条例第8号)に基づく給料表の職務の級区分に応じた職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。

7 昇給期間短縮の状況

区分	平成19年度			平成18年度		
	職員数(A)	昇給短縮職員数(B)	比率(B/A)	職員数(A)	昇給短縮職員数(B)	比率(B/A)
合計	0人	0人	0%	0人	0人	0%
一般行政職	0人	0人	0%	0人	0人	0%
技能労務職	0人	0人	0%	0人	0人	0%

8 期末・勤勉手当及び退職手当の状況

(平成19年度支給割合)

		洞爺湖町			国		
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.4月分	0.725月分	2.125月分	1.4月分	0.725月分	2.125月分
	12月期	1.6月分	0.725月分	2.325月分	1.6月分	0.725月分	2.325月分
	計	3月分	1.45月分	4.45月分	3月分	1.45月分	4.45月分
	役職段階別加算	職務上の段階、職務の級等による加算措置はあるが、独自削減により実施していない			職務上の段階、職務の級等による加算措置あり。		
退職手当	区分	自己都合退職	勸奨・定年退職			自己都合退職	勸奨・定年退職
	支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分	
		勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分	
		勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分	
		最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		

退職時特別昇給	洞爺湖町職員特別勸奨退職要綱		-	
1人当たり平均支給額	- 円	17,165千円	- 円	- 円

- 備考 1 期末・勤勉手当の内容は、平成19年4月1日現在のものである。
- 2 退職手当は、洞爺湖町及び国ともに19年度中の退職分についての記載である。
- 3 退職手当1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

9 職員手当の状況

区 分		内 容	手当額(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
主要 三 手 当	扶養手当	配偶者 第二子まで 第三子以降 配偶者なしの第一子 満16～22歳までの子	13,000円 6,000円 5,000円 11,000円 5,000円加算	同	-
	住居手当	家賃が月額12,000円を超える場合 新築5年以内	上限27,000円 2,500円	同	-
	通勤手当	通勤距離2km以上を対象に支給(自動車使用) 2 km～5 km 5 km～10 km 上限(60 km以上)	2,000円 4,100円 24,500円	同	-
特殊勤務手当		区 分			
		職員全体に占める手当支給職員の割合	4%		
		支給対象職員1人当たり平均支給年額	23,442円		
		手当の種類	4種類		
		代表的な手当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当	特殊作業運転手当 同 上	
時間外勤務手当	平成19年度支給総額	28,242千円	職員1人当たりの支給年額	204,650円	
	平成18年度支給総額	22,374千円	職員1人当たりの支給年額	162,130円	

10 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

(平成19年度支給割合)

区 分	給与月額	期末手当の支給割合			
		6月	12月	計	加算措置
町 長	686,000円	2.215月分	2.325月分	4.45月分	-
副 町 長	555,100円	2.215月分	2.325月分	4.45月分	-
議 長	284,000円	2.215月分	2.325月分	4.45月分	-
副 議 長	233,000円	2.215月分	2.325月分	4.45月分	-
委 員 長	209,000円	2.215月分	2.325月分	4.45月分	-
議 員	185,000円	2.215月分	2.325月分	4.45月分	-

別記様式第3号(第2条関係)

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8:45	17:30	12:00~ 12:45	-	土・日

備考 1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間である。

2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
6,804日	2,015日	176人	11.45日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

別記様式第4号(第2条関係)

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 分限処分の状況(平成19年度)

(単位:件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号 第2項第1号	0	0		0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0		0
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者					0
合計		0	0	0	0

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第20号)に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況(平成19年度)

(単位:件)

処分内容	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	2	0	0	0	2

別記様式第5号(第2条関係)

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の状況(平成19年度)

営利企業等の従事許可申請	申請件数	許可件数
0件	0件	0件

備考 地方公務員法第38条及び洞爺湖町職員服務規程(平成18年洞爺湖町訓令第17号)第19条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

別記様式第6号(第2条関係)

職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況(平成19年度)

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
町村会法務研修	基礎研修	一般職員	1	1名
町村会法務研修	応用研修	一般職員	1	2名
町村会中級研修	中級研修	概ね採用後10年 未満職員	1	3名
市町村職員中央研 修所政策課題研修	自治政策課題研修	一般職員	1	1名

2 勤務成績の評定の状況(平成19年度)

評定の方法	評定者	評定結果の活用

備考 地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

別記様式第7号(第2条関係)

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況(平成19年度)

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断(嘱託職員含む)	100名
	総合健康診断	132名
職員の元気回復に関すること	職員ボウリング大会	40名参加
その他厚生に関すること	職員交流会	89名参加

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害(平成19年度)

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 未 未処理件数
		公務上	公務外		
0	4	5	1	0	0

備考 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況である((2)において同じ)。

(2) 通勤災害(平成19年度)

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 未 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	1	1	0	0	0

勤務条件に関する措置の要求の状況報告書

(平成19年度)

区 分	前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
給 与	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
勤務時間	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
休 暇	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
- 2 「措置要求件数」は、公平委員会に対して措置要求がなされたものすべて件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。

不利益処分に関する不服申立ての状況報告書

(平成19年度)

区 分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の不服申立て件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
分限処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
懲戒処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
転 任	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「不服申立て件数」は、公平委員会に対して不服申立てがなされたものすべて件数である。

3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。